

財務省第12入札等監視委員会
令和元年度第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和2年9月15日(火) 福岡合同庁舎5階 共用第2会議室	
委員	委員 大橋 敏道(福岡大学 法学部教授)	
	委員 塚 祥子(井口・塚法律事務所 弁護士)	
	委員 東 能利生(東能利生公認会計士事務所 公認会計士)	
審議対象期間	令和2年1月1日(水)～令和2年3月31日(火)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分及び契約実績状況調書の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名 : 令和元年度高取住宅屋内給排水設備改修その他工事 契約相手方 : 三和産業株式会社 (法人番号 3290801010018) 契約金額 : 45,881,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年2月25日 担当部局 : 福岡財務支局
		契約件名 : 長崎税務署照明器具改修工事一式 契約相手方 : 株式会社九電工 (法人番号 6290001001120) 契約金額 : 22,880,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年1月8日 担当部局 : 福岡国税局
随意契約(公共工事)	-件	-
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名 : 端末設置台の調達(21台) 契約相手方 : 株式会社オフィスソリューションズ北九州 (法人番号 7290801004032) 契約金額 : 3,102,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年2月25日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 出島浮棧橋用チェーン改修工事 契約相手方 : 長崎造船株式会社(法人番号 2310001001344) 契約金額 : 1,672,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年2月4日 担当部局 : 長崎税関
随意契約(物品役務等)	-件	-
うち応札(応募)業者数 1者関連	1件	契約件名 : 令和元年度高取住宅屋内給排水設備改修その他工事 契約相手方 : 三和産業株式会社 (法人番号 3290801010018) 契約金額 : 45,881,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年2月25日 担当部局 : 福岡財務支局
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次ページ以降のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p>【事案 1】 契約件名 : 令和元年度高取住宅屋内給排水 設備改修その他工事 契約相手方 : 三和産業株式会社 (法人番号 3290801010018) 契約金額 : 45,881,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年2月25日 担当部局 : 福岡財務支局</p>	
<p>高額案件であり、高落札率、かつ、1者応札であることから、予定価格の積算が適正か、また競争性が働いているのかについて確認したい。</p>	
<p>入札参加を辞退した先に対し、その理由等をヒアリングしている取組みは評価できるものであり、続けて頂きたい。</p>	<p>今後も同様の取組みを続け、実態の把握に努めたい。</p>
<p>仕様書の交付までは行っているものの、最終的に入札書の提出に至った先が1者に留まったのは、工期が年度末の繁忙期をまたいでいることも要因の一つではないのか。</p>	<p>当初、年度末までの工期としていたところ、繰越の承認を得て7月まで工期を伸ばしており、一定程度は配慮できたものと考えている。</p>
<p>同様の工事においても総じて入札参加者が少ないとの印象を持っているが、その理由を説明されたい。</p>	<p>仕様書の貸出先については、一定数を確保しているものの、当局の予定価格が厳しいとの評判もあり、結果として入札にまで至る者が少ないのではないかと。 適正な予定価格となるよう努力していくよりほかはないと考えている。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 2】 契約件名 : 端末設置台の調達(21台) 契約相手方 : 株式会社オフィスソリューションズ 北九州 (法人番号 7290801004032) 契約金額 : 3,102,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年2月25日 担当部局 : 門司税関</p>	
<p>高落札率であることから、予定価格の積算が適正か、また競争性が働いているのか確認したい。</p>	
<p>特殊な設置台には見えないが、仕様はどのような過程で決定されたのか。</p>	<p>配備される官署に対して、高さ、可動、開閉蓋の有無等について要望を聴取し、使用者(旅客)が使用しやすい仕様で決定している。</p>
<p>見積書入手の業者数、見積価格と入札価格の関係についてルール等はあるのか。</p>	<p>いずれも一定のルール等はない。 見積りについては、複数者から入手し価格の妥当性を確認しており、見積及び入札価格の関係については、入札を行うことで競争原理が働き、見積価格より入札価格が下がるものと考えている。</p>
<p>見積価格と入札価格には差が出てくるとは思うが、入札説明時に他に業者が入札に参加するというのはわかるのか。</p>	<p>入札参加者が他に来るといのはわからないが、見えない相手と競争するため、金額を下げて入札することが多いと思われる。</p>
<p>応札した1者が見積価格と入札価格が同価であったが、この理由は何か。</p>	<p>詳細はわからないが、年度末の調達であったため、人員の確保等が影響しているのではないかとと思われる。</p>
<p>納入期限が1か月程度であるが、見積を依頼した業者が調達まで有利になるのではないか。</p>	<p>見積りを依頼した業者が有利になることがあるかもしれない。入札公告を出しているため、そこは期限を延ばす等必要があったかもしれない。</p>
<p>見積聴取の業者を選定した理由は何か。</p>	<p>門司税関のある門司港近辺の業者で納入可能な複数業者を選定している。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 3】 契約件名 : 出島浮棧橋用チェーン改修工事 契約相手方 : 長崎造船株式会社 (法人番号 2310001001344) 契約金額 : 1,672,000円(税込) 契約締結日 : 令和2年2月4日 担当部局 : 長崎税関</p>	
<p>浮棧橋関連工事では、応札者が少なく高落札率の状況が続いている。予算価格の積算が適正なのか、また競争性が働いているのか確認したい。</p>	
<p>本事案は2業者からの見積書を入手し予定価格を算出したうえで、これら2業者がそのまま応札者にもなった事案となっている。このような対象物品が物価資料等に掲載されていない場合等の見積書入手の業者数(最低入手業者数)、見積書価格と入札価格の関係(乖離の程度)についてのルール等があれば伺いたい。</p>	<p>見積書は、最低2者から入手するが、今回のように3者以上から入手する場合もある。また、見積書価格と入札価格の関係(乖離の程度)についての明確なルールはなく、業者によってまちまちではあるが、入札価格は業者にとってはいわば勝負する価格となるので、参考で頂いた見積書価格よりも安くなるのが通常である。</p>
<p>予定価格積算のための業者聞き取り、長崎造船、A社だけからの聴取でB社からの聴取を行っていない理由を伺いたい。</p>	<p>今回予定価格を積算するにあたり、長崎造船、A社だけでなく、B社からも聞き取りを行っていたが、3者のうち安価であった長崎造船及びA社の2者に聞き取り価格を予定価格積算のため採用したものである。</p>
<p>B社は、見積価格よりも安く入札したのか。</p>	<p>見積価格よりも安く入札している。</p>
<p>予定価格に関して、業界調査の対象の業者はどのように選ばれたのか。</p>	<p>過去に浮棧橋用チェーン改修工事につきまして、落札や応札の実績がある業者、または近隣の造船所に対し、業界調査を実施している。</p>
<p>チェーンの交換は定期的または臨時的に行っているのか。</p>	<p>船の定期検査のように定期的に時期が決まっているわけではないが、概ね10年を経て、チェーンの経年劣化の具合を見ながら、必要に応じてチェーン交換の予算要求を行っている。</p>
<p>本チェーン改修工事がいつ行われるかについての発注見通しは、事前に公表しているのか。</p>	<p>本チェーン改修工事について、発注見通しを事前に公表しているかは手元に資料がなく即答はできないが、もし、公表していないのであれば、今後は事前に発注見通しを公表する必要性がある案件は公表することとする。</p>

意見・質問	回 答
<p>【事案 4】 契約件名 :長崎税務署照明器具改修工事一式 契約相手方 :株式会社九電工 (法人番号 6290001001120) 契約金額 :22,880,000円(税込) 契約締結日 :令和2年1月8日 担当部局 :福岡国税局</p>	
<p>当該案件は、低価格調査が行われ、変更契約もなされている。予定価格の積算が適正なのか、競争性が働いているのか確認したい。</p>	
<p>LED照明のメーカーは多数あるが、A社製品を基準としている理由は何か。</p>	<p>設計を依頼した設計事務所が基準としたものがA社製である。仕様書上、他のメーカーの照明でも同等品として品質承認を得ることができれば使用可能である。</p>
<p>参考資料A社見積書(平成30年2月26日)の照明器具等の単価と予定価格調書の「改修後照明設備」の該当分の単価との関連は。</p>	<p>見積書の照明器具等の単価は、照明器具のみの単価であり施工費用が含まれていない。一方、予定価格調書の単価は、「照明器具の単価×調整率+施工費用」によって算出しているため相違する。</p>
<p>仕様書の変更となった理由は、契約書のどの条項に該当するものか。</p>	<p>契約書第19条(条件の変更等)及び第20条(設計図書の変更)に基づいて仕様書の変更、契約の変更を行ったものである。</p>
<p>仕様書の変更が生じた理由は現地の寸法に誤差が生じて照明器具の変更が必要になったということだが、設計事務所の不備があったと言えるのか。</p>	<p>今回の変更については、不備というレベルではない。照明器具に関しては天井の中の部分も影響があるため、外見だけでは分からないところもあり、やむを得ない変更である。</p>
<p>予定価格の積算にあたっては公表されている資料ではなく、設計事務所が積算した金額がベースとなっているのか。</p>	<p>設計事務所が積算した価格をベースとして所要の調整を行っている。</p>

【委員会の審議結果】	
<p>(第1事案について)</p> <p>入居中の工事という特質性から、結果、1者入札となった経緯については理解できるが、応札者を増やすためにも、年度末の繁忙期を工期に含まないなどの工夫をされたい。</p>	
<p>(第2事案について)</p> <p>市場価格の調査を行った際の参考見積もりを徴取した業者数が少なく、また、製品の特質上、見積もりを取った業者が優位になりやすいため、今後は広く調査する必要があると考える。</p>	
<p>(第3事案について)</p> <p>チェーンは特殊な商品であり、業者によって急な調達が難しいと思われることから、より多くの応札者を確保するために、事前に発注見通しを公表するなどして、準備期間を長く持たせる必要があると考えるため、今後チェーン改修工事がある際はその点を考慮されたい。</p>	
<p>(第4事案について)</p> <p>予定価格について、外部のコンサルタント会社が算出したものを中心に積算するのは必ずしも適切でないと思われる。公表資料がないか検討し、工事細目ごとに細かくみて積算する必要があると考える。</p>	